

弘前藩領における儒葬・神葬祭について

— 人を神として祀るあり方 —

篠村 正雄

はじめに

わが国では、死穢を忌み嫌うことから、葬儀は長い間、仏教側に任せられてきた。神葬祭についての先行研究では、岡田荘司氏が、唯一神道吉田家において、一六世紀後半、兼右・兼見の代から実父である人間を死後に神として祀り、家の守護神として遺骸の上に霊社を建て、神道祭祀による葬儀と仏式による追善供養を行ってきたことを指摘している。

また、吉田家出身の社僧神龍院梵舜が、新八幡となることを遺言した豊臣秀吉、関東八州の鎮守に祀られることを遺言した徳川家康の葬儀を取扱ったが、これは吉田家の形式を踏襲拡大したものとみている。^① 間瀬久美子氏によれば、藩祖領主を祭神とする神社は、一一八社あり、この中で江戸期創建の六一社は幕府から認められたものでなく、前期創建の多くは祠堂を城内に建て、一般的に神社として公開されたものでなかったことを明らかにしている。^② 井上智勝氏は、神職が神葬祭によって死後霊神として祀られ、一七世紀後期より諸侯が先祖の追善・顕彰を行い、自身や先祖を祀ることが多くなったことは、人を神として祀る意識が一般化したとみている。^③

高野信治氏は、武士の神格化の傾向を探るために、平安末期より現代に至るまで、県別に祭神・祭祀名、創祀者、創祀時期、所在地を一覧表^④にしているのを見ると、全国四〇四二社の内五七一社が明治以降に創祀・合祀されていて、約一四割にあたる。なかでも北海道は三三社の内二四社が明治以降の創祀・合祀で約七五割にあたり、特出していることが解る。これまで諸藩の藩祖・藩主の神格化や祭祀の在り方を論じたものが多く発表されているが、以下、主題に関連したものを挙げる。

辻善之助・別所信吾氏は、神葬祭を旦那寺からの離檀問題として取り上げ、市村基三郎・朝山皓・相山林継氏は、安永二年（一七七三）、土浦藩は神職からの神葬祭願に、吉田家の免許状所持の神職とその嫡子に限るとしたが、これは土浦藩主土屋篤行が幕府寺社奉行であったため、以後幕府の方針になっていったことを明らかにしている。^⑤

民俗学では、柳田國男氏は、人の死後一定の期間を過ぎると神として祀り、死者の霊が子孫を見守るとし、佐藤弘夫氏は、柳田以後は人神信仰の変容の解明と類型化が論じられてきたとする。^⑦ 堀一郎氏は人神を氏神・人神型、宮田登氏は權威跪拜・崇り克服・救済志向・救世主型、小松和彦氏は崇り神（怨霊）系・顕彰系に分類している。^⑧

儒葬は、慶安四年（一六五二）、土佐藩の儒官野中兼山の母、明暦二年（一六五六）、幕府儒官林春斎（鶯峯）の母の儒葬が早い例で、神葬祭の形成期と同じ頃とされる。⁹ 水戸藩・岡山藩でも儒葬が行われたが、儒教が身体の棄損を嫌うことから、火葬を忌避したためとみられる。¹⁰

考古学では、近世大名墓の研究が進んでいて、白石太一郎氏は、墓所を仏教・儒葬・神葬の三類型、松原典明氏は、上部構造を六類型に分け、下部構造は朱熹の『家禮』を受容しており、仏教と儒教の葬礼が混在していることを指摘している。¹² 関根達人氏は、上部構造を機能と系譜から四類型に分け、一七世紀中ごろから『家禮』の喪禮に則った墓が営まれてきたとする。¹³

これまで弘前藩領における神職を調査していると、神職家に神葬祭の記録があり、キリシタン禁制の下で寺請証文が必要なことから、神葬祭が行い得たかという疑問が残った。¹⁴ そこで、弘前藩領の儒葬・神葬祭の実態について考察する。黒石津軽家は内分知により成立しているため宗家弘前津軽家と同じく取り扱うことにする。使用する史料「弘前藩庁日記」は、国元と江戸の記録であり、以下、「国日記」、「江戸日記」と略記する。¹⁵

一 儒葬

津軽信英は、明暦二年（一六五六）、幼少の弘前藩四代藩主信政襲封にあたり、幕府から後見人を命じられ、内分知五千石で黒石に陣屋を構えた。寛文二年（一六六二）九月二二日、弘前城内に於いて没し、儒者

山鹿素行の門下であるところから、儒葬を遺言し、遺骸は黒石陣屋の東に儒道をもって埋葬された。¹⁷

翌三年九月に弘前藩から石垣奉行が黒石に派遣され、同四年三月、信政が廟参しているところから、この頃には廟所が完成したとみられる。¹⁸ 信政は、同一二年九月、廟所で焼香し、帰りに祠堂に入って神主に焼香し、その後、屋形で着物を替えている。¹⁹ この行動から、廟所の他に先祖や孔子を祀る祠堂があり、そこに信英の霊のよりどころとなる神主、即ち神道の霊璽や仏教の位牌に相当するものが安置されていたことになる。²⁰

文化一三年（一八一六）、黒石津軽家八代親足の子久鶴が国元で亡くなると、黒石の保福寺（曹洞宗）に埋葬された。これに対し、弘前津軽家の国元の菩提寺報恩寺（天台宗）と薬王院（同宗）から宗旨違いとの懸け合いがあった。²¹ しかし、結論が出なかつたようである。嘉永三年（一八五〇）、再度の懸け合いにより、黒石藩は報恩寺に全位牌を安置し、盆暮れに茶湯料を届けて供養を行うことになった。²²

明治政府が神葬祭を認めると、同一二年、黒石町・近在二一か村の士族・平民の有志、旧黒石藩飛地小湊村を含む二三か村の有志が、青森県令に「神祭願」を提出して認可を受けた。

〔史料1〕「神祭願」

信政幼ニシテ親ヲ藩政ヲ視ル能ハス、為メニ旧幕府徳川氏我信英ヲシテ後見タラシメタリ、爾後宗支ノ領地ニ就テ益牧民ニ力ヲ盡シ、農桑月ニ開ケ、年ニ盛ンニ窮民衣食乏シカラサルヲ得、故ヲ以テ数百年ノ今日ニ至ルマテ士民其徳沢ヲ瀕歌欽慕シテ讓ル、能ハス、因テ信英ノ微勲ヲ録シ、永ク之ヲ此土ニ祭祀シテ黒石

神社ト崇メントス、天朝優渥斯ノ情願ヲ伸ヘシメハ、愈天恩ヲ感戴シ、地方鎮
静之道何事カ之ニ過シ、仰願クハ特典ヲ以テ御免許ヲアランコトヲ、

信英の徳を慕い、「地方鎮静」のために神として祀り、廟所を黒石神社
とし、五〇年祭の頌徳碑を御神体とするものであった。

平成一五年（二〇〇三）、関根達人氏が黒石神社本殿を調査して、埋
葬は馬鬣封で、一年祭の墓碑・五〇年祭の頌徳碑を拓本で示し、二男信
純の扁額「追遠堂」の発見も報告されている。筆者がこの調査に同行し
た時の状況は次のようであった。本殿扉の向こうにある神体の頌徳碑は、
下部に剝離があつて刻文が判読できない状態にある。その奥に切妻屋根
形をした馬鬣封の漆喰檜が据えられてある。さらに奥にある墓石は「小
祥」「孝子」の文字が刻されており、二代信敏が建てたものである。また、
二男信純の扁額「追遠堂」が置かれてあつた。五〇年祭の頌徳碑が初め
に置かれた場所は不明である。

信英は儒葬を遺言し、仏教色を排除した儒教による祭祀が行われてき
た。しかし、黒石藩では、江戸の菩提寺津梁院に加え、弘前の報恩寺で
の供養を行わなければならなくなつていった。⁽²⁶⁾ 明治になつて旧藩士・領
民によつて信英を神に祀る運動が起こり、廟所の前に拜殿を新設して神
として祀る形が整えられた。

二 神葬祭

(1) 津軽信政

弘前藩四代藩主津軽信政が一五歳で山鹿素行の門人になつたのは、後

見人の叔父津軽信英の影響によつたものとみられ、素行の一族・門人を
多く登用して施政にあたらせた。⁽²⁷⁾ その後二六歳で幕府神道方吉川惟足に
入門し、四二歳で「護身神位」伝授、五〇歳で「高照靈社」号を受け、
「四重神籙唯受一人道統極秘伝」の奥義に至つてゐる。⁽²⁸⁾

信政は生前、家老森岡元隆と高岡に於いて、死後はこの所に埋葬し、
元隆も死後ここに埋葬するように言つたという。⁽²⁹⁾ 宝永七年（一七一〇）
一〇月一八日、信政は弘前城で亡くなり、神葬祭が遺命であつた。弘前
藩江戸藩邸の閑役が、津藩で元禄一六年（一七〇三）、江戸で亡くなつ
た藩主藤堂高久の例を問い合わせ、嗣子信寿に報告したものを次にあげ
る。

〔史料2〕「江戸日記」宝永七年一月二日条。

屋形様御取置之儀も御国元より御髪毛・御爪杯箱二入、御当地江持参、
右之通准后様御引導二而御濟、御国元三而御遺誠之通如何三茂御心俣二
御取納被遊可然奉存候、准后様御引導と申儀、御心二御叶不被遊候
ハ、畢竟屋形様御在世之御存念、御公儀御法式を御大切二御守、御
家御相続之儀御大切被為思召御儀御座候得者、何連二仕候而茂御公儀御
法式御叶被遊候儀、畢竟ハ屋形様御存念二茂被遊御叶候儀与乍恐奉存
候、万々二従公儀御不審構間舖義御座候而ハ、以之外御大切成儀二而、
其節被仰分茂難被遊儀与奉存候付、何連茂申上候、（中略）右之書付大
道寺隼人より則被人高覧之、

これは、国元では遺命の通りに神葬祭を行い、江戸では信政の髪・爪を
もつて輪王寺宮より戒名を受け、焼香を願うようにするという内容であ
る。遺命に従わないが、幕府のキリシタン禁制から仏教以外の葬祭を制

限する宗教政策に合うことから、津軽家の存続に支障がないと意見である。これが採用され、遺命の通り吉川源十郎の手代北川新次郎が導師となつて遺骸は高岡に埋葬された。これとは別に国元の菩提寺・報恩寺には江戸の菩提寺津梁院が赴いて葬式の引導を渡すことになった。³⁰⁾

正徳二年(一七二二)、七月二一日、遷宮式が行われ、五代信寿が社参、二二・二三日には藩士・領民の群衆が参拝したといふ。³¹⁾

これより先の寛文一二年(一六七二)、会津藩主保科正之は神葬祭を遺言したが、吉川惟足は老中稲葉正則と交渉の結果、寺院による諷経を排除して国元での神葬祭を執行している。将軍家光の異母弟であつても神葬祭は容易でなかつた。

信政の本墓は、二重の八角形石造台座に笠石を載せ八角形の石柱を立てた「高照霊社(現高岡霊社)」と、拝墓は、三重の方形台座に方形の石柱を立てた「弘前城主越中守藤原信政墓」からなる。³²⁾ 松原典明氏は、本墓は土津神社・奥の院にある墳上の「土津神墳石」(八角形)と、拝墓は表石「会津中将源君之墓」と共通し、この類型から吉川神道様式の墓所と言えらる。³⁴⁾

文化六年、吉田家江戸目代宮川弾正から弘前藩高直りと藩主昇進により、津軽家先祖に大明神推任が伝えられてきたが、弘前藩はこれを受けなかつた。³³⁾ 熊本藩では、同年、吉田家の方から細川幽斎二〇〇回忌にあたり、幽斎・忠興に霊神号推授が伝えられてきたが、藩祖の神格化は藩全体の自己認識に関わる事から、同席大名の例も検討した上で見合せることになつた。³⁶⁾

瀧本壽史氏は、「御告書付」は使者が高照霊社に藩主の動向を中心に

重要事項を報告するもので、享和元年(一八〇一)から大正八年(一九一九)まで二五七通が高照神社に現存し、信政の生存中に行われてきたことが引き継がれてきたもので、藩士が信政を神格化して尊崇の対象とする行為になつていったと考へている。³⁷⁾ 長谷川成一氏は、文化七年、九代藩主寧親による隨身門・御廟所門の整備は、蝦夷地警備の弘前藩の精神的支柱として、信政を顕彰するためとみている。³⁸⁾

正徳二年、吉川従長の遷宮祝詞は、神徳による藩主家の長寿安全・子孫繁栄・武運長久、領内豊饒、藩士から領内牛馬に至るまでの息災繁昌を祈るものであつた。³⁹⁾ 寛政四年(一七九二)、ラックスマンの根室での通商要求があり、幕命で弘前藩は藩士二〇〇余人を派遣した。翌五年、祭司役後藤理右衛門の申出により、藩庁は国家安全の祈禱を命じている。⁴⁰⁾ 天保四年(一八三三)の飢饉、翌五年の下飯詰村百姓直訴未遂、同六年五月の藩主病氣と続くと、高照霊社では六月、日和揚・五穀成就、一〇月、武運長久・国家安全・明年豊熟の祈禱が行われている。⁴¹⁾ 祈禱の文言は、天保一五年の例では、高岡例祭の祝詞は高岡祭司役の下書↓家老↓側役・藩主↓右筆の清書↓藩主の順番で作成されている。藩主が二度にわたり神前への祝詞の内容を点検していて祀る側の願いが込められている。⁴²⁾

現在、高照神社には絵馬五四枚が奉納されてある。弘前藩主は五代以降、江戸で作成された絵馬を奉納して、国元で作成する場合は作事方の手になり、絵師に描かせた後に右筆が奉納文を書入れた。この内、願文を書入れた五枚を表(1)にした。五代信寿から八代信明までは、藩主家当主としての祈願であり、一〇代信順になつて藩国家・領民に関

表 (1) 高照神社 絵馬

番号	絵馬	年代	西暦	月・日	作者名	奉納者	願文
D-1	神馬図 (白馬)	享保13	1728	10・吉日	新井常寛	5代藩主津軽信寿	武運長久・如意満足
D-4	黄石公・張良図	享保14	1729	3・吉日	新井常寛	6代藩主津軽信著	武運長久
D-5	ひき馬 (黒毛鞍置)	享保14	1729	3・吉日	新井常寛	5代藩主世子津軽信興	武運長久
D-19	ひき馬 (白毛鞍置)	寛政2	1790	7・吉日	(狩野派)	8代藩主津軽信明	武運長久
D-38	ひき馬 (黒毛鞍置)	文政11	1828	3・吉辰	新井晴峰	10代藩主津軽信順	武運長久・国家安全・万民豊楽

番号は『高照神社所蔵目録』(高照神社文化財維持保存会後援会 1991)による。
願文は『津軽の絵馬』(根岸競馬記念苑 1893)による。

する文言が加えられている。

藩庁は、享保八年(一七二三)、高岡大祭に藩士、同一三年には志ある貴賤男女に参拝を許し、同一五年、今迄通り諸人の参拝を許したが、藩士・在方・町方よりの絵馬・差上物の奉納願は当分保留の扱いとしている。⁽⁴⁴⁾

嘉永六年(一八五三)、家老大道寺族之助の高照霊社・岩木山下居宮への参拝は、妻子四人・家来・下女、藩士・藩士の家族、御用達商人が加わり、三〇人を引き連れている。参拝の前後に賀田村(現弘前市)金木屋に立ち寄り、金木屋は、弘前の秋田屋・西屋から料理人呼んで接待している。⁽⁴⁵⁾

高照霊社は藩士だけでなく領民が誰でも参拝でき、幕末には物見遊山の対象の場所になつていったことが理解できよう。

高照霊社祭祀役・後藤卜判は、「高岡霊験記」⁽⁴⁶⁾の中の「乳井御霊社様を蔑如に申奉之事」で、宝暦改革を行った乳井貢の信政評を紹介している。貢は信政の施政は徳が無く、自身を神として崇めさせ、後世に徳を残そうとしたことは誤りであつて、家康の真似に過ぎないことを指摘している。これは、儒教か

ら神道に変わり、神として崇拝されることを遺命した信政を酷評している。儒学者から見た信政像が示されてある。

信政の言行録「貞享規範録」⁽⁴⁷⁾・「奥富士物語」⁽⁴⁸⁾に、神に祀られたいとする信政の思いは見当たらない。幕府神道方吉川惟足は、天下を治める神儒一致の立場から封建的徳目を唱え、徳川頼房・徳川頼宣・保科正之・堀田正俊・浅野長治ら大名に広めていった。⁽⁴⁹⁾

以上のことから、信政は儒教・仏教に満足せず、吉川神道による施政を目指したと考える。幕府が認めていないにも関わらず、弘前藩が幕府に無届で小社春日四社の地に高照霊社を創建したのも、他藩に倣つたもので、特別な例でなかった。

(2) 森岡元隆

森岡家の初代山城守為治は、弘前藩初代藩主津軽為信の祖父にあたる大浦政信の弟で梅林寺(弘前市)の開基に推されている。七代元隆は藩主信政の信頼が厚く、二三歳で家老になり、宝永七年、信政が没すると、高照霊社造営の総奉行を勤めている。元隆の死亡について次の史料をあげる。

〔史料3〕「盛岡氏由緒書」⁽⁵⁰⁾

正徳辛卯年諷有之急登ノ節、遺言一通用達小山内十之丞・高坂儀右衛門・棟方兵左衛門⁽⁵¹⁾差置発足、同二壬辰年御入部ノ節御供下⁽⁵²⁾被仰付、道中⁽⁵³⁾病氣不相勝罷下⁽⁵⁴⁾、同年六月廿日病死、行年三拾三歳、民部元隆御約束ノ儀有之間、病死候者葬地奉願候様ニ遺言ニ付、八三郎元武葬地奉願候処、願之通於高岡高照御神社様御側拾間四方ノ葬地被

下置、葬送ノ靈号津輕執事補衛靈社、法名常功院殿將案良勇大居士、正徳元年、元隆の急な江戸登りは、翌年入部する五代信寿の供のためとみられる。同二年六月三日、信寿が入部し、二〇日に元隆が重病に陥り、家老西館刑部・用人堀五郎左衛門・大目付八木橋武右衛門が見舞ったが、この日に亡くなった。⁽⁵¹⁾

信政に殉死したと伝えられてきたが、信寿の入部を見届けてからの追腹とみられる。⁽⁵²⁾嫡子八五郎（八代元武）から弘前藩に願い出て、信寿の入部祝の儀式が済んだ七月六日、高照霊社境内に一〇間四方の墓所を得て埋葬した。信政と高照霊社近くに廟所を設ける約束があったことによるという。⁽⁵³⁾「高照神社境内図」に「森岡廟」とあり、高照神社本墓の参道から左斜め奥に霊屋（翰堂）が現存し、森岡家が廟参を続けている。筆者の平成二九年一〇月の調査では、墓石は八角形石造台座に笠石を載せた八角形石柱を立て、信政の本墓に倣ったものであることが解る。次に墓碑銘を挙げる。

〔史料4〕

（右側面）正徳二年

（正面）補衛靈社

（左側面）六月廿日

（背面）津輕家執事森岡民部元隆墓

背面は剝離部分があり、「御当家由緒書」⁽⁵⁵⁾から「民部」と推定する。

元隆の遺骸は神葬祭によって高照霊社境内に埋葬されたが、同時に菩提寺梅林寺に墓石「常功院殿將案良勇大居士」と位牌を建て供養が行われたことが解る。

(3) 斎藤規房

斎藤規房は高照霊社祭司役を勤め、耕春院（現宗徳寺）に神葬された。⁽⁵⁶⁾幕府は吉田家の許状を得た神職と嫡子の神葬祭は認めしたが、神職の家族については許可しなかった。そこで、規房とその家族が神葬祭を行い得たかを考察する。

父親敦は近習小姓兼小納戸役であったが、無調法により知行召し上げとなり、その後私塾を開き、国学を学び、詩歌をよくして菅江真澄と親交があった。「斎藤家系」⁽⁵⁷⁾には、文化五年、後栄神霊として、耕春院に葬られたとあり、宗徳寺過去帳には、天章院軌叟常範居士とある。

規房は、幼名を富太郎、後に鉾右衛門を改め、八郎左衛門と称し、吉川家門人後藤理右衛門喜佑の許で吉川神道・国学を学び、寛政元年、父と共に浪人になると、江戸で吉川家に入門して修学は五年に及んだ。⁽⁵⁸⁾文化六年、九代藩主寧親のもとで帰参が叶った。文政五年（一八二二）、吉川家の依頼により吉田家嫡男四方之助（従五）の教育と幕府神道方の仕事に当たった。この勤めの間に寧親に吉川従方の代理として皆伝を伝授している。文政八年、弘前に帰り、稽古館和紀伝方、高照霊社祭司役を勤めた。

〔史料5〕

①「斎藤八郎左衛門藤原規房小伝」⁽⁵⁹⁾

天保十年正月十九日神退る、行年七十一才、号正建神霊、西茂森町耕春院に神葬す

②「宗徳寺過去帳」⁽⁶⁰⁾一九日条。

寛功院規房全鑑居士 天保十亥正月

(中略)

(奥書) 此一冊者当院廿七世玉転和尚代寄附焉、以追薦先祖代々諸

精霊等冥福者也

天保第五龍次甲午歳季夏 斎藤八郎左衛門

藤原規房(朱印) (朱印)

規房は菩提寺に先祖の冥福のために過去帳を寄進して、ここには、神道家としての姿は見えない。子規冲(熊蔵)は稽古館和紀伝方となり、建直神霊の号で耕春院に葬られている。孫規文(富太郎)は国学師範を勤め、明治四年(一八七一)、「御告書付」を四度作成し、同一六年、高照神社に絵馬「ひき馬(白馬)」を奉納している。

斎藤家では神霊号を持つものが四例あり、この中の三例は耕春院に葬られたとし、過去帳にも記載がある。斎藤家が神葬祭を行ったとするが、宗徳寺から戒名を授与されていて、神道・仏教と両方による祭祀を行ってきたことが解る。

(4) 神職

元禄三年、寺社奉行の直接支配を受ける弘前神明宮神主斎藤長門の配下五人の神職が宗門改を提出している。最勝院を別当とする弘前八幡宮配下の神職の切支丹改にも宗旨が明記されている。明治元年の弘前社家の人別改には神職の宗旨・菩提寺名、同三年の在方の人別帳には宗旨が記されており、神職は寺請証文を必要とし何れかの寺院に属していた。このような状況にあって、神葬祭が行い得たかについて見ていく。

表(2) 和徳稲荷宮 山辺家 神霊名・戒名

歴代	名前	神霊	戒名	相続	官職	死亡	備考
1	毛内十太夫(重太夫)	元祖神霊	-		伊勢官改め	寛永20・10・11	正保3隠居、無妻
2	毛内十ノ太夫(重太夫)	先祖神霊	-	正保3	伊勢官	元禄5・11・11	桃井和泉より養子
	-	伊勢姫神霊	-		伊勢官朝日	元禄5・4・12	桃井和泉家で夫婦、神子
3	毛内對馬	定春神霊	皈念道栄社使	延宝8	元禄13	元禄17・3・3	吉田官の初め
	-	神子妙栄	神降妙閑巫女				神子
4	山辺伊予	行昌神霊	神降松頭社司	宝永2	正徳3	享保16・1・9	山辺丹後より入り改姓
	-	多計姫神霊	神降妙松社女			享保16・12・5	定春娘
5	山辺掃部	行供神霊	神降松安居士		無官	享保18・7・26	
	まこと	松姫神霊	盛誉妙寿信女			享保18・2・1	長利薩摩娘
6	山辺伊予	行嗣神霊	覚法寿栄社使	享保19	元文1	安永6・5・8	桃井和泉より養子、安永1隠居
	-	摩女姫神霊	春月妙讚信女			宝暦9・2・29	長見筑後娘
	-	於佐姫神霊	真空恵斎信女			安永8・8・15	行嗣後妻
7	山辺伊予	盛行神霊	神降智空社使	安永1	宝暦12	安永3・10・16	
	-	計武姫神霊	神降蓮運雪社女			寛政7・11・17	
8	山辺伊予	行案神霊	神降松源行案居士	安永4	寛政2	文政12・1・23	
9	山辺伊予	啓行神霊	-	文政12	天保2	文久2・1・6	
10	山辺伊予(山辺寿雄)	-	-			明治7・10・1	

「山辺家過去帳」・「神退給記」・「代々覚帳」による。

歴代は「寺社微細社司由緒書上帳」(「新編弘前市史」資料編3(近世編2)弘前市企画部企画課、2000、1226・1227頁)による。

幕府は安永二年(一七七三)の土浦藩の例から、天明五年(一七八五)、松本藩に対して吉田家より神葬祭の許状を得た神職とその嫡子のみ神葬を認めたが家族はその対象外にあった。⁶⁶⁾

①岩木山下居宮神主安倍常陸は、享和元年、継目官職受領のため上京、吉田家へ亡父の遺言により神葬祭の許状を願っている。⁶⁷⁾ 葬儀は別当百沢寺の塔中宝積院が菩提寺であったので、仏葬・神葬が前後に行われたものとみられる。

②和徳稲荷宮神主山辺家の「山辺家過去帳」・「神退給記」・「代々覚」から神霊名・戒名を表(2)のように作成した。⁶⁸⁾

戒名の記載は宝永元年から始まっていて、菩提寺である最勝院塔中大善院との関係が解る。⁶⁹⁾

明治二年の弘前の絵図⁷⁰⁾には、八幡宮境内最勝院東側と大善院・宝蔵院の南側の三か所に墓地が描かれ、同二七年の絵図⁷¹⁾では、最勝院と八幡宮参道の西側にあった塔中跡の七か所が共同墓地になっている。平成二年からの都市計画により、最勝院東側の墓地は、時敏小学校近くの弘前市田町三丁目に移った。宝蔵院南側の墓地は、弘前八幡宮参道を時敏小学校へ左折する角に比定でき、文化二年の「法印朝応」の墓石は、最勝院歴代のものとみられる。

山辺家の墓地は弘前八幡宮参道西側、元佐々木商店の裏手にあり、大善院の南側に比定できる。昭和三〇年代までは数家の墓石があったが、現在は山辺家の六基が残っている。「新回寂神降松源行案居士」・「〇啓行神霊」は過去帳と一致する。庚申塔には日月の刻印があるが、これと〇印は違っていると見えるものの、〇印が何に由来するか不明である。

③浅瀬石（黒石市浅瀬石）城下の大善院が弘前城下形成に伴い、最勝院塔中に移ると、浅瀬石羽黒宮社司星田家は、菩提寺を大善院から深砂宮（現猿賀神社）塔中蓮乗院（天台宗）に替えたものと考ええる。星田家の系図に、一〇代信正は文政一一年八月二十九日に死亡し、「源月叟山蓮乗院」とある。蓮乗院過去帳⁷²⁾の二九日には「観山徳応神霊 文政十一年八月 浅瀬石星田元宮」とあって、死亡日は一致するが戒名は全く違っている。この違いを明らかにできない。蓮乗院過去帳には、星田家に関してはこの一例だけであるが、星田家が蓮乗院に死亡を届け出て戒名を授与されていたことになる。

星田家の墓地は羽黒宮の裏手にあり、神職屋敷内とみられる。信正の墓石は八角形の石柱で「太元尊信正神霊」と刻され、上部の三点の星が山形の線で結ばれている。これは、二十八宿で神事・仏事に吉となる心宿を表わしたものとみられる。⁷⁴⁾太元尊は宇宙の根本神になる。文久三年（一八六三）死亡の信正の妻千代の霊璽も八角形の木製で、「太元尊千代姫神霊」とあり、上部に三点の星が山形の線でむすばれて、頂部の切れ込みに毛髪・爪が収められてあるという。

④西中野目村（藤崎町西中野目）飛龍宮（現八幡宮）社司長利清好が天保八年（一八三七）、病死し、藤崎村八幡宮藤井大和が導師になって葬儀を執り行っている。⁷⁵⁾人別帳には真言宗とあるが、寺院名は明記されていない。⁷⁶⁾明治から約一五〇年経過した現在、長利家では菩提寺名が忘れられている。

⑤下相野村（つがる市森田町下相野）飛龍宮（現高城八幡宮）社司宮本右門の祖母津屋屋姫が慶応二年（一八六六）、病死した時は、三社宮社司菅井安芸が導師になっているが、菩提寺宝成院（真言宗）が葬儀にどのように関与したかは不明である。⁷⁷⁾

⑥弘前八幡宮神主小野正房の隠居正武は、慶応二年（一八六六）一月一八日病死し、生前通りの河内髪にして、白の浄衣・指貫・齋服を着せ、長冠・笏・短刀の姿で入棺になっている。葬式祭の祭主は弘前熊野宮神主長利薩摩で正房は官服で臨んでいる。祭が終わると正房は上下に着替え、菩提僧が修法を行っている。菩提寺は大善院である。野辺送りには風儀僧として本行寺（日蓮宗僧録）・最勝院（真言宗僧録）・真教寺（浄土真宗僧録）ら二〇〇人が連なり、大善院門内で引導が渡され、焼

香の後、最勝院墓地へ埋葬された。五〇日の墓参の帰りに、大善院位牌所へ立ち寄っている。⁽⁷⁸⁾ 小野家の墓地は、時敏小学校近くにあり、正武の墓石は、「公私留書」の図と一致する。

神職による神葬祭の執行後、菩提寺・大善院の修法、大善院の門内での引導、最勝院墓地への埋葬、大善院に位牌を立てることが仏教側の関与になっていることが解る。

⑦ 弘前住吉宮社司山村伊勢は、宝暦十一年（一七六一）、最勝院・社家頭の配下から社奉行支配を望んで吉田家へ越訴した咎により、俗人と右衛門として蟄居処分となった。⁽⁸⁰⁾ 同一三年七月二七日に病死し、菩提寺蘭庭院の過去帳の宝暦十三年に「山村伊勢宮主 七月廿日 山村馬之丞」とある。施主になっている馬之丞は婿養子である。⁽⁸²⁾ 曹洞宗に見られない戒名で、元神職として考慮したものであろう。

⑧ 伊勢の御師三日市太夫の名代沢山伸之進が、文化六年二月一日、弘前で病死した。手代中西小兵衛は弘前神明宮神主斎藤長門を通して、弘前藩に神葬祭と金一〇両の拝借を願い出た。藩庁は「御正印頂戴之身分」により神葬祭を許可し、導師を御館神宮神主小野筑前に命じ、拝借金は御初穂で上納させることにした。⁽⁸³⁾ 明治二年の絵図には神明宮の東に、墓地として斎藤魯助内と門前杜家の二か所があるので、神主斎藤家の方に葬られたとみられる。現在、弘前市みやぞの児童センターの北側に佐々木姓の墓石群が存在するが、ここが、神明宮の二か所の墓地のどちらかに比定できると考える。

これまで見てきたところでは、伊勢の御師の名代のみが神葬祭を行い得た。明治三年十一月、杜家長から神職に対し、従来の菩提寺による葬

霊祭・仏事・法号付与・寺請状取置を廃止し、神葬祭を行うよう伝達があった。⁽⁸⁵⁾ ここに、菩提寺が葬儀・戒名授与・追善供養・寺請証文発行の四件で関与していることが明らかになった。正徳五年、『神道喪祭家礼』を著わした跡部良顕は、菩提寺が出棺・葬送を行う前の段階で、自宅での神葬祭を薦めている。⁽⁸⁶⁾ このように、神職家では自宅で神葬祭を行い、その後、菩提寺による関与があったとみられる。そのために、斎藤家のように単に神葬祭と記録してきたものと考ええる。

三 明治期の神葬祭

明治四年（一八七二）神仏混淆廃止により神職の菩提寺廃止、神道祭が許され、青森県にも伝えられた。七月、太政官より氏子調べの通達があり、神職は宮参りした出生の子を氏子帳に記入し、守札を発行した⁽⁸⁷⁾ が、戸帳改めと神葬祭は、戸長の取り扱いとなった。氏子調べは二年続かないで中止となった。

次に神葬祭の実態をみていく。

① 明治二年春、青森神明宮社司柿崎熊司は、鹿兒島藩の依頼により函館戦争で戦死・病死した三名の神葬祭を行った。また、広田宮社司田川左太夫は、長州藩等六藩の依頼と軍事局・青森町奉行からの指図で、青森の病院で死亡した者を含めて一三人の神葬祭を行い、左太夫の墓地に埋葬している。⁽⁸⁸⁾

② 弘前藩は、明治二年六月六日、弘前宇和野で函館・野辺地戦争の戦死者の招魂祭を営み、八角形の白木の霊璽六四通が用意された。⁽⁸⁹⁾ 弘前藩

はこの後、青森に招魂本社を建立したが、未完に終わった。招魂祭は同四年に弘前大星場、五年に広田宮、六年には弘前招魂社で営まれ、同四年、招魂社を上白銀町から弘前城四之郭に移転新築し、現在の青森県護国神社に至っている。

③明治元年一月、熊本藩士が松前の弘前藩士を応援に品川を出たが、上総川津村沖（千葉県勝浦市）で遭難、二〇八人が溺死した。同二年八月、長利薩摩宅で、参政・知局事・監察・軍事監察・社寺調方が上下姿で参列して招魂祭が営まれている。⁹¹

④兼松成言（三郎・石居）は、藩校稽古館の督学で、明治四年、弁官に神葬祭を願い出て、同一〇年に死亡し、神儒式により慈雲院境内に埋葬された。⁹² 昭和四三年（一九六八）、長勝寺に改葬されている。⁹³ 家族は隣松院に葬られているところから、ここが菩提寺であったとみられる。

⑤明治四年四月、弘前八幡宮神主小野家の家丁（家僕）中畑熊蔵より病死の母をこれまで通り復職した大行院跡の墓所への埋葬願いは許可になつた。⁹⁴

⑥明治八年、弘前八幡宮神主小野磐根（正房を改名）の母多さが病死し、戸長証印を得て神葬祭により旧最勝院墓地に埋葬された。⁹⁵ 葬儀の告辞・三年祭の祝詞には、死者の霊が家に留まり、子孫長久・家内安全・除災に当たるとしてあり、神道による祀る者と祀られる者との関係が示されている。小野家の墓地には梵字、〇印が刻した墓石がある。梵字は神仏習合によるが、〇印の意味するところが不明である。

⑦明治一四年、在府町（弘前市）山野治三郎は娘と祖母の神葬祭願を同町戸長へ出し、証印を得て海蔵寺に埋葬している。⁹⁶ 先に弘前八幡宮神

主小野磐根の母の例でも見たように、神葬祭は戸長の証印を得て行い、菩提寺も埋葬を許可していることが解る。

このように、神葬祭は一般に認められるようになったものの、これまでの菩提寺との結びつきと、寺内に墓所があるところから容易に拡大することはなかった。

四 津軽為信の合祀

弘前藩初代藩主津軽為信は、慶長一二年（一六〇七）、京都で病死し、火葬されて遺骨が国元に送られ、革秀寺（弘前市）に廟所が建てられた。この後、藩庁により例年七月五日、冥福のための大施餓鬼会が行われ、これが慶応三年（一八六七）まで続けられた。明治四年（一八七二）、神社改正があり、同六年、百沢・松代・新法師・元嶽・常盤野の五か村の産土六社は郷社高照神社に合祀となった。⁹⁷ ここに、高照神社は新たに地域の産土社となった。為信の合祀について次の史料をあげる。

〔史料6〕「為信公高照神社御合祀一件書類」⁹⁸

神祭願

（中略）

為信ノ微勲ヲ録シ、之ヲ祭祀セシメハ、地方愈天朝ノ優渥ナルヲ感戴センコト疑フ所ナシ、因テ意ヲ第三大区四小区郷社高照ノ祠アルニ、為信ヲ配祭シ、津軽神社ノ号ヲ賜ハラハ、益天恩ヲ拊舞スルニ至テ、地方鎮静ノ道何カ之ニ過ララン、庶幾シハ我地方ノ父母・官士民・赤子ノ情願ヲ伸ヘラレシコトヲ、

明治一〇年、青森県第三大区の旧士・農・商の人々から県令に対して、

「地方鎮靜」のための為信合祀、津軽神社改称・県社昇格を願い出た。県は内務省に伺った上で合祀のみを認めた。津軽家の一門津軽薫が有志総代となり、元家老大道寺族之助らがこれに連なり、同年一月二二日から三日間、東照宮で祭儀を行い、祭服・上下・甲冑・帯刀・洋服・消防服を着した一四〇〇余名が神輿に供奉し、二六日に高照神社に合祀した。行列には大鳥毛・小鳥毛が加わり、神輿通行の路傍では数千人が拝観する大盛典となった。

同一三年、再度の請願により県社に昇格している。同二〇年、高照神社報恩講社設立願には、藩祖為信に関わる神社となっている。同三九年、藩祖三〇〇年祭が弘前市を挙げての祭典となり、記念事業として為信の銅像建立が計画された。同四二年、弘前城本丸に銅像が据えられたが、昭和一九年（一九四四）太平洋戦争下の金属回収令により徴発された。平成一二年（二〇〇〇）、為信像の復活計画で勸募が広く市民に呼びかけられ、同一六年、弘前文化センター広場に再び姿を現した。

享保期、藩士は城詰者は帰宅後か夕飯後に長勝寺・報恩寺へ参詣し、その際、帳付が行われた。弘前藩はこの両寺へ参詣を藩士に義務付けていて、革秀寺内の為信廟所は藩士・領民が参詣できる場所ではなかった。

明治期の為信の高照神社への合祀は、地域住民による大祭典となり、同三九年、藩祖為信三百年祭は日露戦争の勝利の余勢もあって大変な盛況となった。このように、為信が藩祖として前面に押し出されて崇敬の対象になって現在に至り、逆に信政は後方に退くような扱いに変容していることが理解できよう。

現在、弘前藩主家津軽氏邸宅（東京都新宿区）の社殿には中央・稲荷

神社、左・高照神社、右・秋葉神社の額が掲げられてあり、為信は祀られていない。

五 伝承による神

伝承記録を主として次の四例をみていく。

①大永六年（一五二六）、大浦光信が、我が霊は此所に留まって敵国侵入を防ぐと遺言し、種里（鯨ヶ沢町種里町）に甲冑を着したまま埋葬させたと伝える。これより四代子孫津軽為信は、慶長二年（一五九七）、大浦光信廟所近くで光信創建と伝える種里八幡宮を再建して、光信の霊を合祀し、社領一五石を増している。弘前藩は格別の故地として管理に当たってきた。しかし、享和三年（一八〇三）の「寺社分限帳」に社領の記載がなく、明治初年には光信は種里八幡宮の祭神の列に加っていない。

為信は、津軽を手中に収めた後に、光信廟所近くの種里八幡宮に、光信を神として祀って領国の守護を祈ったが、その後、藩庁は光信の祭祀を行っていない。

②岩木川左岸の開発で杭止堰が造成され杭止社（現弘前市の杭止神社）ができたが、堰は度々破られた。文明年間（一四六九～一四八六）、神職川崎権太夫が、村々の難儀を救おうと白馬に乗って水中に没して人柱になった。水下の村民は権太夫の霊を杭止社に合祀し、権太夫の子孫が神職となり神事を行ってきた。

③浅瀬石川右岸の藤崎堰は年々破られるため、堰八太郎左衛門安高は

二代藩主信枚に、自ら人柱となって水下の万人を救いたいと、願い出たと伝える。慶長一四年、安高は国恩に報じ、諸民の艱苦を救うためと水中に仰向して腹に大杭を打たせて人柱となった。正保二年（一六四五）、ここに安高を祭神とする福田宮（現藤崎町の福田宮堰神社）が創建され、安高の子孫が神職となった。元禄四年（一六九一）には藤崎堰と下流の横沢・枝川・五所川原の四堰が氏子となっていて、毎年祭礼日までに田一反歩につき米一升を納めた。¹¹⁰

④文化一〇年（一八一三）九月二十九日、高杉組ら四組の百姓二千人余が弘前城北門（通称亀甲門）に押しかけ、減税・減役を要求して強訴を行った。鬼沢村の民次郎が首謀者と名乗り出て、一月二十六日、取上の刑場で斬罪となった。これを「民次郎一揆」と呼んでいる。¹¹¹ 明治一四年、鬼沢村鬼神社社掌久保連が民次郎顕彰碑の建設を計画した時の趣意書を次にあげる。

〔史料7〕「弔藤田民次郎靈建碑有志協議ノ廻文」¹¹²

民次郎ノ靈タルヤ人之ヲ祭ルナリ、藩之ヲ慰セス、爰ヲ以其冤靈帰スル処ナリ、或ハ曠野ニ吟ヒ或ハ道路ニ徘徊センコトモ古今其例アリ、（中略）其靈魂ヲ幽冥ニ慰シ其事績ヲ永世ニ伝フコトヲ、斯レハ民次郎ノ靈其帰スル処アリ、其慰スル処アリ、後必ス英靈モ感心スル所アラシカ、

ここでは、民次郎の慰霊碑建立にあつて、神社を創建して神に祀るとは言っていない。

同二二年の顕彰碑文にも神として祀るといふ文言はみられない。大正四年（一九一五）、須藤水甫が自得小学校校長として赴任して、民次郎の資料を採集し始め、翌年、青年団が民次郎の傾いていた墓石を直した。

昭和二七年（一九五二）、鬼沢・楢木婦人会が自得小学校に「義民民次郎出生之地」碑を建立し、同三五年、鬼沢に義民藤田民次郎顕彰会が発足した。同三八年、処刑一五〇年を記念して、須藤水甫による『義民藤田民次郎伝』¹¹³が刊行された。

岡田藩新本（岡山県総社市）で享保二（一七二七）・三年、入会権を巡つて処刑された四人は、村の守護神として明治二〇年頃、義民社に祀られ、義民祭は現在まで続けられてきている。¹¹⁴

佐倉惣五郎は怨霊となり、佐倉藩主も慰霊に加わつて大明神として祀つたが、民次郎の場合は怨霊話が残らなかった。¹¹⁵ 民次郎の顕彰運動は、岡田藩新本のように一揆を起こした高杉・藤代・広須組、木造新田に拮据せず、地元鬼沢・楢木地区に限られた。これは、民次郎の怨念や一揆の恩恵が、後世に伝えられなかったためであろう。明治一四年後の運動には宗教家に加わっていないことから、顕彰運動が地元地域での慰霊に止まり、惣五郎大明神・義民社のように、神社を創設して神として祀ることにならなかった。

あとがき

弘前藩主信政は神葬祭を遺命したが、弘前藩は幕府権力を背景とする輪王寺宮・津軽家の菩提寺津梁院に配慮して、神仏両様の祭祀を行つていくことが明らかになった。儒葬は津軽信英の一例のみで、黒石津軽家は信英の遺言から儒道による祭祀を続けていたが、後に菩提寺による供養を加えている。黒石津軽家から宗家を継いだ九代寧親が信政を顕彰す

るのは、蝦夷地警備にあつて藩論を統一し、黒石津輕家から宗家を継いだ藩主としての脆弱さの克服になつていゝと考へる。

神職家とその家族においても自宅で神葬祭が行われ、後に菩提寺による関与があつたことが考へてきた。唯一の神葬祭は伊勢の御師名代があるだけである。

日本人は多神教により神と人を峻別する一神教のような宗教観念が薄く、平安期の神仏習合に陰陽道・儒教が加わつて混在する様々な姿に接してきた。明治維新に戦死者を慰霊のために神として祀る招魂祭もこの宗教観念において理解される必要がある。また、明治政府が各地の神社・招魂社創設を認めていつたのは、神仏分離後に宗教制度を再編成し、国家神道を形成していく動きの中で捉へなければならぬ。

伝承上では、堰口を守るために人柱となつた二例は、水戸農民による慰霊であることが解つた。民次郎の場合は、怨霊説が残らず慰霊のために顕彰する運動であつて、神として祀る運動にならなかつた。これは、祀る側の観念のあり方にあると考へる。

課題としては、諸藩の儒葬・神葬祭と墓石の○や二八宿の星形とみられる刻印の解明が残つた。

註

- (1) 岡田莊司「近世神道の序幕―吉田家の葬礼を通路として」(『神道宗教』(第一〇九号 一九八二)『神葬祭大辞典』(戎光祥出版 二〇〇三) 三三三―三四三頁に再収)。「神道祭成立考」(『神道宗教』(第一二八号 一九八六) 五―七頁。「近世の神道祭」(『近世の精神生活』、続群書類従

完成会、一九九六) 二三九―二四〇頁。

秀吉・家康の神格化については、深谷克己『死者のはたらきと江戸時代』(吉川弘文館 二〇一四) 四六―四九、一四七―一五七頁。曾根原理『神君家康の誕生』(吉川弘文館 二〇〇八) 一九―二六頁。野村玄『天下人の神格化と天皇』(思文閣出版 二〇一五) 五一―一二二頁がある。

(2) 間瀬久美子 講座前近代の天皇第三卷『天皇と社会集団』(青木書店 一九九三) 二二九―二三五頁。

(3) 井上智勝「近世神社通史稿」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集 二〇〇八) 二八二頁。

(4) 高野信治「武士神格化一覽・稿(上・東日本編)」(『九州文化史研究所紀要』第四七号 二〇〇三) 一―一〇五頁、同(下・西日本編)」(『同研究所紀要』第四八号 二〇〇五) 一―一六四頁(『武士神格化の研究』資料編(吉川弘文館 二〇一八) 二―四二三頁に再収)。

(5) 辻善之助「神職の離檀について」(『史学雑誌』第三八編第一〇号(一九二七) 九五三―九八二頁。別所信吾『岡山県の寺社と史料』(岩田書店 二〇一三) 一四一―二〇二頁。

(6) 市川基三郎「神葬祭問題とその発展」(『史学雑誌』第四一編第九号(一九三〇) 七一―七五頁。朝山皓「出雲中心の神葬祭問題(一)」(『歴史地理』六〇―一 一九三二) 七九―八七頁。相山林継『近世神道神学の萌芽』(雄山閣 二〇一四) 五―一〇頁。

(7) 柳田國男「人を神に祀る風習」(『定本柳田國男集』第一〇卷 筑摩書房 一九六二) 四七三―四七四頁。佐藤弘夫『ヒトガミ信仰の系譜』(岩田書店 二〇一三) 一四頁。

(8) 堀一郎『民間信仰史の諸問題』(未来社 一九七二) 五三―五八頁。宮田登『生き神信仰』(塙書房 一九七〇) 三八―三九頁。小松和彦 NHK教育テレビ 知るを楽しむ この人この世界「神になつた日本

- 人』(二〇〇八)一四・一五頁。
- (9) 岡田莊司「神道祭成立考」(『神道学』第一二八号 一九八六)一一～一七頁。
- (10) 近藤啓吾「水戸の葬礼―水戸徳川家の葬儀次第と墳墓の制」(『国学院雑誌』九〇―五)『神葬祭大事典』(戎光祥出版 二〇〇三)三四四～三五二頁に再収。
- (11) 白石太一郎「近世大名家墓所について―前田家野田山墓所の占める位置」(『野田山・加賀藩主前田家墓所調査報告書』金沢市 二〇〇八)一四五～一四七頁。
- (12) 松原典明『近世大名葬制の考古学的研究』(雄山閣、二〇一二)一一・二〇～二三頁。
- (13) 関根達人「権力の象徴としての大名墓」(坂詰秀一・松原典明編『近世大名墓の世界』雄山閣 二〇一三)二八頁。
- (14) 拙稿「弘前藩領における神職について」(『弘前大学国史研究』第一四二号 二〇一七)三九～五六頁。
- (15) 弘前市立弘前図書館津軽家文書。
- (16) 福井敏隆「支配機構の一考察―寛文・延宝期を中心として」(長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会 一九八四)二二一・二二二頁。
- (17) 「国日記」寛文二年九月二二・二三日条。
- (18) 「国日記」寛文三年九月一日、同四年三月七日条。
- (19) 「国日記」寛文二二年九月二二日条。みちのく双書「永禄日記」(青森県文化財保護協会 一九五六)四四頁。森林助『津軽黒石藩史』(歴史図書社 一九七六)二五・二六頁。『宗教法人黒石神社由緒』(黒石神社社務所 一九八五)一六～一八頁に、廟所配置図・廟所拝礼の作法がみえる。
- (20) 松本丘「儒葬と神葬」(『神道史大辞典』吉川弘文館、二〇〇四)一〇三頁。加地伸行『沈黙の宗教―儒教』(筑摩書房 一九九四)八四・八五頁。
- (21) 山田哲好編『弘前藩庁における文書管理簿の紹介と翻刻(その一)』(国文学研究資料館 二〇一一)五一頁。
- (22) 「国日記」嘉永三年二月二二日条。
- (23) 宮川慎一郎氏所蔵「神祭願」・「同副書」。
- (24) 前掲註(13)三〇・三一頁。
- (25) 儒者人見行充による五〇年祭の頌徳碑文は儒・仏・神が混在している。関根達人の調査での拓本は『黒石城下誌』(黒石神社崇敬会 二〇〇八)七八・八〇頁にも所収されており。下部に剝離が見られる。これと、『烏城志』(安西銓次郎 一九一三)二〇四・二〇五頁と照合すると、下一段全一字と、七・一一行の下から二字、一六行の下から三字が現在では判読ができなくなっていることが解る。また、拓本一五行目の「余」が、『烏城志』では抜け落ちてゐる。森林助『津軽黒石藩史』(歴史図書社 一九七六)二七・二八頁は、「余」が入っているが、句読点が付されてある。
- (26) 文化三年(一八〇六)、津梁院には「御分家仏壇」があった(『黒石市史』通史編Ⅰ 黒石市 一九八七、三八二・三八三頁)。
- (27) 前掲註(16)二二七～二三九頁。
- (28) 小館衷三「津軽信政と吉川神道」(『弘前大学国史研究』第二三号 一九六〇)四八・四九頁。
- (29) 弘前市立弘前図書館八木橋文庫「津軽編覧日記」宝永七年二月四日条(畑山信一編『解説本津軽編覧日記』四(私家版 二〇〇七)一四三・一四四頁)。
- (30) 拙稿「萬龍寺・妙壽寺・南谷寺と津軽藩主の墓石」(『年報市史ひろさき』

- 第六号（弘前市市長室企画課 一九九七）五三・五四頁。
- (31) 前掲註(29)「津軽編覽日記」正徳二年七月二日条（畑山信一編『解読本津軽編覽日記』五、（私家本 二〇〇七）二〇頁）。
- (32) 徳岡達典「吉川神道思想の研究―吉川惟足の神代卷解釈をめぐって」（ペリかん社 二〇〇四）一一一―一二七頁。小池進『保科正之』（吉川弘文館 二〇一七）二六四―二六六頁。
- (33) 『新編弘前市史』資料編岩木地区（弘前市岩木総合支所総務課 二〇一〇）三四二―三四七頁。
- (34) 松原典明「近世葬制における神・儒・仏それぞれの墓」（坂詰秀一・松原典明編『近世大名墓の世界』雄山閣 二〇一三）五八頁。長谷川成一『弘前藩』（吉川弘文館 二〇〇四）一二五・一二六頁。
- (35) 『御用格』第一次追録本（弘前市教育委員会 一九九三）六九七・六九八頁。
- (36) 岸本覚「大名家祖先の神格化をめぐる一考察―熊本藩を事例として」（佐々木克編『明治維新期の政治文化』思文閣 二〇〇五）一五・一九頁。
- (37) 瀧本壽史「弘前藩御告御用の基礎的研究」（『弘前大学国史研究』第九八号、一九九五）二・三頁。「高照神社をめぐって」（『岩木山を科学する2』北方新社、二〇一五）二七―三三頁。
- (38) 長谷川成一『弘前藩』一二三―一二六頁。「神に祀られた藩主―弘前藩四代藩主津軽信政の明と暗」（『文学・語学』全国大学国語国文学会編 二〇一五）九頁。
- (39) みちのく双書特輯『津軽史』第一八卷（青森県文化財保護協会 一九八八）一〇八・一五二頁。
- (40) 『御用格』第一次追録本上（弘前市教育委員会 一九九三）七一五頁。
- (41) 前掲註(40) 五二七・五三〇頁。
- (42) 『御用格』第二次追録本（弘前市教育委員会 二〇〇二）五五七頁。
- (43) 寛政二年（一七九〇）、八〇年大祭に七枚の絵馬が奉納されている。この時、家老添田儀左衛門・津軽多膳・津軽主水・喜多村監物が奉納しているのを、奉納者不明の「楊香図（琴棋の図）」は、津軽多膳の奉納と推定する（『御用格』寛政本上（弘前市教育委員会 一九九二）一〇二頁）。
- 寛政一二年、高岡大祭・九〇年祭に、家老津軽頼母模広・高倉五兵衛盛久が作事方になつていた。奉納者不明の「唐王訪仙人の図」は、頼母と奉納日時が同じであることから盛久の奉納と推定する（『御用格』第一次追録本上（弘前市教育委員会 一九九三）七一三頁）。
- (44) 『御用格』寛政本上（弘前市教育委員会 一九九二）九九九・一〇〇〇、一〇二〇頁。
- (45) 弘前市立弘前図書館八木橋文庫「金木屋日記」嘉永六年八月二日条（『新編弘前市史』資料編3（近世編2）弘前市企画部企画課 二〇〇〇、三八一・三八二頁）。
- (46) 弘前市立弘前図書館八木橋文庫。
- (47) 弘前市立弘前図書館一般郷土資料（『新編弘前市史』資料編2（近世編1）弘前市企画部企画課 一九九六、資料番号八九四、五七六―六一七頁）。
- (48) 『新編青森県叢書』五・六所収 歴史図書館 一九七三。
- (49) 前掲註(28) 五一頁。
- (50) 森岡啓二氏蔵。
- (51) 「国日記」正徳二年六月二〇日条。弘前市立弘前図書館八木橋文庫「津軽編覽日記」同日条（畑山信一編『解読本津軽編覽日記』五（私家版 二〇〇七）二〇頁）。梅林寺位牌堂の「森岡家過去帳」（昭和一八年作成）

は、死亡を六月一五日とするが、根拠となった資料は不明である。

- (52) 『陸奥史談』 第三八号、四九頁。
- (53) 森岡啓二蔵「森岡家由緒書」。前掲註(48) 五、二八〇頁。弘前市立弘前図書館八木橋文庫「津軽編覧日記」七月六日条(畑山信一編)「解説 本津軽編覧日記」五(私家本 二〇〇七)二〇頁。
- (54) 弘前市立博物館蔵。森岡廟の霊屋(鞘堂)は二室(縦四六五センチ・横三〇〇センチ)からなっている。前室が板敷で祭祀の場所になっていて、後世に付け加えられたものとみられる。後室の扉を開くと、中に台座(八角形の一辺二九センチ)に笠石(直径六〇センチ)を載せ、高さ約一二五センチの八角形の墓石(八角形の一辺が二〇センチ)が据えられてある。
- (55) 弘前市立弘前図書館津軽古図書保存会文庫。
- (56) 「斎藤八郎左衛門規房小伝」(みちのく双書『津軽史』第一八巻 青森県文化財保護協会 一九八八)二二四～二二六頁。伴五十嗣郎・岡田芳幸・伊藤雅紀編・神道資料叢刊『吉川神道関係史料 津軽藩斎藤家文書』(皇学館大学神道研究所 一九九七)七九～八六頁。
- (57) みちのく双書『津軽史』第一八巻(青森県文化財保護協会 一九八八)二二〇～二二四頁。
- (58) 瀧本壽史「高照神社をめぐって」(『岩木山を科学する』2(北方新社 二〇一五)二五・二六頁。
- (59) 前掲註(56)。
- (60) 宗徳寺蔵。
- (61) 明治一六年奉納の「つなぎ馬(白馬)」の奉納者は資料によって異なっている。『岩木町誌』(岩木町 一九七二、一四八頁)は斎藤規文、『津軽藩の絵馬』(根岸競馬記念苑 一九八三、五五頁)は斎藤『岩木の絵馬』(岩木町公民館 一九八九、一一四頁)では斎藤規介、『高照神社所蔵目録』(高照神社文化財維持保存会後援会 一九九一、五二頁)は斎藤規介となつている。弘前市教育委員会文化財課鶴巻秀樹氏が、同課所蔵の写真で、額裏に「斎藤規文」とあるのを確認している。
- (62) 弘前市立弘前図書館八木橋文庫「切支丹宗門改留書」(『新編弘前市史』資料編3(近世編2) 資料番号三八九、一〇〇九頁)。
- (63) 弘前大学附属図書館「弘前八幡宮古文書」三五「御用留記・人」宝暦六年七月より一二月の紙背文書に、元文四・五年の「切支丹人別帳」がある。
- (64) 「弘前社家面改人別調帳」は、平成三年(一九九一)から弘前市史の本格的調査が始まった時に弘前八幡宮で確認したが、現在、所在不明になつている。
- (65) 熊野奥照神社蔵「在方九浦社家人別戸籍調」。
- (66) 前掲註(6)。
- (67) 護穀神社蔵「吉田諸案文並願書留」。
- (68) 和徳稲荷神社蔵。
- (69) 前掲註(64)。
- (70) 広瀬寿秀『新編明治二年弘前絵図 人物と景色を探して』付録「明治二年十月現在図」 北方新社 二〇一三。
- (71) 弘前市役所資産税課蔵「弘前市大字田町全図」。
- (72) 星田弥一編『老人の戯言』(私家本 一九七二)八七～一〇一頁。
- (73) 蓮乗院蔵。
- (74) 藪内清「中国・朝鮮・日本・印度の星座」(野尻抱影編 新天文講座 第一巻『新版星座』 恒星社厚生閣 一九六四)二二四～一三〇頁。『キトラ古墳天文図星座写真資料』奈良文化財研究所 二〇一六)四～六、三八頁。『現代こよみ読み解き事典』第二〇版(柏書房 二〇〇四)一七三～一七九頁。
- (75) 西中野目八幡宮「日記巻」。

- (76) 前掲註(65)。
- (77) 豊島勝蔵『津軽新田記録第二卷』(西北刊行会、一九八四)二五・二六頁。
- (78) 弘前八幡宮古文書「公私留書」一三三。
- (79) 弘前八幡宮古文書「公私留書」一三五、四月一八日条。
- (80) 拙稿「津軽藩における神職の官職受領について」(長谷川成一編『北奥地域史の研究』(名著出版 一九八八)二六六・二六七頁。
- (81) 蘭庭院蔵。
- (82) 弘前八幡宮古文書四二、「御用留記」宝曆一三年。
- (83) 前掲書(42)九〇八頁。
- (84) 前掲註(70)。
- (85) 前掲註(77)一四八頁。
- (86) 岡田莊司「神道葬祭成立考」(『神道学』第一二八号 一九八六)一七・一八頁。
- (87) 弘前大学附属図書館「弘前八幡宮古文書」一四三「公私留記」。
- (88) 弘前大学附属図書館「弘前八幡宮古文書」一四八「支配御用留」明治二年一〇月。「青森招魂本社創建並びに招魂祭執行記録」(『新青森市史』資料編5近世(3)資料番号四四八)六五九〜六六五頁。
- (89) 坂本寿夫編『弘前藩記事』五(北方新社 一九九四)一〇七〜一〇九頁。
- (90) 葛屋大輔「維新时期における地方招魂事業の計画とその展開―弘前藩の招魂事業を中心に―」(長谷川成一編『北奥地域史の新地平』岩田書院 二〇一四)二八七〜二八九頁。
- (91) 前掲註(89)一三八〜一五二頁。
- (92) 前掲註(89)二二二・二二三頁。
- (93) 郷土の先人を語る七『兼松石居・平尾魯僊・秋田雨雀』(弘前市立弘前図書館 一九七二)五二・五三頁。
- (94) 弘前大学附属図書館「弘前八幡宮古文書」一四七「御用留」明治四年四月二〇日条。
- (95) 弘前大学附属図書館「弘前八幡宮古文書」一五八「鶴合日記」。
- (96) 弘前大学附属図書館「弘前八幡宮古文書」一六四「鶴合日記」。
- (97) 小山隆秀「藩主の神格化と産土社への変容―弘前藩高照神社を事例として」(松崎憲三編『人神信仰の歴史民俗学的研究』(岩田書店 二〇一四)一四一〜一四四頁。
- (98) 弘前市立博物館蔵。
- (99) 弘前市立弘前図書館石見文庫「御行列帳」。この時の奉納品が『社寺院雑報録 全』(内藤官八郎『弘藩明治一統誌』第五卷 青森県立図書館 一九八三)の「奉納物品」に記載されており、『高照神社所蔵目録』(高照神社文化財維持保存会後援会 一九九二)と四三点で一致し、高照神社宝物館に収蔵されてある。これらは、二〇一八年四月開館予定の「高岡の森弘前藩歴史館」に移管されることになっている。
- (100) 『岩木町誌』(岩木町 一九七二)四〇四・四〇五頁。
- (101) 「高照神社報恩講社創設願」(『新編弘前市史』資料編4(近・現代編 1)資料番号一八、一三一頁)。
- (102) 『新編弘前市史 通史編4(近・現代1)』(弘前市企画部企画課 二〇〇五)四六四・四六五頁。
- (103) 弘前市役所文化スポーツ振興課所管文書「藩祖津軽為信公銅像建立関係」所収「藩祖津軽為信公銅像建立趣意書」。
- (104) 「国日記」享保四年七月二日。同六年七月二日条。
- (105) 「目で見る弘前・黒石・津軽の一〇〇年」(郷土出版社 二〇〇〇)三七頁。
- (106) 拙稿「弘前藩江戸藩邸の稲荷について」(年報『市史ひろさき』第九号 弘前市企画部企画課 二〇〇〇)五一頁。

- (107) 『津軽一統誌』(『新編青森叢書』一 歴史図書社 一九七四) 六八頁。
- (108) 『鱈ヶ沢町史』第三卷(『鱈ヶ沢町 二〇〇五』八六五・八六六頁。『鱈ヶ沢町史』史料編(『鱈ヶ沢町 二〇〇五』一一頁)。
- (109) 国文学研究資料館蔵 享和三年「寺社分限帳」。
- (110) みちのく双書『新撰陸奥国誌』(国書刊行会 一九八三) 六八頁。昭和五二年(一九七七)の『青森県神社一覽』(青森県神社庁)にも、祭神は誉田別尊のみで光信は挙げられていない。
- (111) 弘前市立弘前図書館貴重一般郷土資料「要記秘鑑」二〇「駒越組如來瀬村杭戸堰神之由来」。成田末五郎 郷土叢書第二輯『義人川崎権太夫』(大日本同志会 一九四一) 五〜一二頁。『岩木町誌』(岩木町 一九七二) 三〇八頁。『新編弘前市史』通史編岩木地区(弘前市岩木総合支所総務課 二〇一一) 三二六頁。
- (112) みちのく双書『津軽藩旧記伝類』(青森県文化財保護協会 一九五四) 四三七・四三八頁。『藤崎町史』(藤崎町 一九九六) 三八五〜三九八頁。佐藤弘夫『ヒトガミ信仰の系譜』(岩田書院 二〇一一) 一六七頁。
- (113) みちのく双書『津軽藩旧記伝類』槍術之部第二「山本三郎左衛門安昌」(青森県文化財保護協会 一九五八) 四二八頁。瀧本壽史「義民・民次郎一揆 再考」(長谷川成一監修『地域ネットワークと社会変容』(岩田書店 二〇〇八) 二二二〜二二七頁)。
- (114) 須藤水甫編『義民藤田民次郎伝』 弘前市中央公民館 一九六三。
- (116) 佐山淳史「義民の祭祀・顕彰活動―岡山県総社市新本義民騒動を事例として」(松崎憲三編『人神信仰の歴史民俗学研究』(岩田書店 二〇一四) 二〇三〜二〇五頁)。
- (117) 小松和彦 NHK教育テレビ 知るを楽しむ この人この世界『神になつた日本人』(二〇〇八) 六九〜七四頁。

(しのむら・まさお 弘前大学国史研究会名誉会員)